

茨城県中央環境衛生組合職員分限懲戒等審査委員会規程

令和6年4月1日

訓令第6号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく任命権者が職員の分限懲戒等に関する処分を行う場合において、その処分の公正を図るため、茨城県中央環境衛生組合職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 任命権者が職員を処分する場合において委員会に諮問することが必要であると認めたときは、委員会に意見を求めることができる。

2 委員会は、前項により任命権者から意見を求められたときは、茨城県中央環境衛生組合職員分限懲戒等審査委員会事務処理要綱（令和6年茨城県中央環境衛生組合要綱第1号）によって任命権者の諮問に答申するものとする。

(審査事項)

第3条 委員会は、職員に対する次に掲げる処分等について審査する。

- (1) 法第28条第1項の規定に基づく分限処分
- (2) 法第29条の規定に基づく懲戒処分
- (3) その他前2号に準ずる処分

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、管理者をもってこれに充てる。
- 3 委員は、副管理者及び職員のうちから管理者が任命する者をもってこれに充てる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副管理者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長又は委員は、自己又は親族に関係ある事案の会議に出席することはできな

い。ただし、委員会の同意があったときは、この限りでない。

(事情聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある職員を出席させ、事情を聴取し、及び意見を徴し、又は審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において議決した事項について、当該任命権者に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務係が行う。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。